

## 当事者の割合は 約11人に1人いてもおかしくない

性的マイノリティの方は家族や周りの人にカミングアウトしていない人も含めると、約11人に1人もおかしくないとされています。この割合は、左利きの方と同じくらいとのデータがあります。性的マイノリティの方はかなり身近にもいると考えられます。

(出典:電通ダイバーシティ・ラボ「LGBT調査2018」)

## 小学生・中学生も学んでいる！

当事者が、自身の性について違和感を抱く時期は幼児期～成人期と幅が広く人それぞれです。先生や友達などの理解がないと、自分自身を受け入れられず自己肯定感の低下に繋がったり、いじめが発生し不登校や引きこもりになったという事例があります。そういう悲しいことが起きないように、現在、伊丹市内の小学生・中学生は性の多様性について学んでいます。

## 性的マイノリティの方の中には、 自殺を考える人もいる

親・親族・周囲の理解が進まないことから、誰にも相談できず悩み苦しんでいます。多くの方が、一度は自殺を考えたことがあるというほどです。



## 普段の生活

### 自分らしくいられないこと

- ・自分を受け入れられず、自分を出せないこと
- ・誰にも打ち明けられないこと
- ・差別的な扱いを受けること
- ・制服が男女別に分かれていること
- ・トイレになかなか行けないこともある

## 制度的な事

### 同性のパートナーが家族と認められないためできないことが多い！

- ・医療機関で、面会などに際して家族と同等の扱いが受けられなかった人も多い
- ・一般の賃貸住宅に家族として入居契約できないことがあった

## 日本は遅れている！ 先進国のは多くは同性婚が合法化

世界的に少しづつ性の多様性への理解が進み、当事者を保護する法律が制定されてきています。例えばG7をはじめとする多くの先進国において、全国で同性婚が合法化され、異性婚と同等、それに近い権利、または部分的な権利を与えることが認められています。

それに対し日本では法的保障はされていません。よくある勘違いとして、「精神的な病気」と認識している方がおられます。病気ではありません。



## 性の多様性に理解がない国は オリンピック開催国になることができない

2014年12月、国際オリンピック委員会は「オリンピック憲章」を改訂し、性的指向への差別を禁止し、性的指向への差別がある国はオリンピック・パラリンピックの開催国になることができないとしました。東京オリンピック・パラリンピックでも遵守が求められています。



## 今日からわたしたちも 性的マイノリティの方が 困っていることを 知っていきましょう

～井上さんへのインタビューより～



## セクシュアルマイノリティ相談

伊丹市では性的マイノリティの方やその周囲の方を対象に相談窓口を開設しています。家族、友人、教師など本人でなくとも相談できます。

詳細は男女共同参画センターここいろのホームページをご確認ください。ホームページは右のQRコードより



## 同性パートナーシップ宣誓制度

結婚(入籍)していたら夫婦・家族として普通にできることが、同性カップルの方は法的に保障されていません。この現状を少しでも解消するため、パートナーシップ宣誓制度を導入している自治体があります。伊丹市は2020年5月から導入しています。詳細は、伊丹市同和・人権推進課 (TEL)072-784-8077

## まとめ

### 誰もが何かのマイノリティ、マジョリティ

井上さんのお話の中に、「誰しも何かのマイノリティ(少数派)であってマジョリティ(多数派)である」という言葉がありました。確かに宗教、国籍、障がいの有無、出生など自身の置かれている環境により、少数派になつたり多数派になつたりします。少数派だから、多数派だからと区別するのではなく、多様な生き方を尊重することが大事だと感じました。

## 性的マイノリティ当事者の願い

- ・偏見や差別されることなく安心して暮らしたい
- ・特別扱いせず、普通の人と同じように扱ってほしい
- ・性的マイノリティ当事者からカミングアウトされた時は、気持ちに寄り添いじっくりと話を聞いて、誠実に対応してほしい
- ・アウティング(勝手に他者に公表すること)は絶対にしないでほしい

## わたしたちが今日からできること

何気ない日常会話や態度が、知らない間に当事者を傷つけていることがあります。悪意がなかったとしても周囲に当事者がいることを意識して、差別的な言葉や表現を使わないようにしましょう。

- × おかま・ホモ→○ゲイ × レズ→○レズビアン
- × 元男・元女→○トランスジェンダー
- × 男らしい・女らしい→○△△さんらしい
- × 彼氏はいるの？→○好きな人はいるの？ など

## 親子で読んでほしい連載コラム

### FPナンシーの お金のおはなし

その17

伊丹市在住の  
ファイナンシャルプランナー。  
中1と小5の子どもをもつ母親。



Q:新学期になったらおこづかいを始めたり、金額を上げるべきでしょうか？



A:金額から考えるのではなく「おこづかいを何に使わせるか」を考えて金額を決めましょう。

春になったらお子さまから(ご家族も?)おこづかいの開始を要求されたり、値上げを打診されたりすることがあるかもしれません。おこづかいはいくらにするのが良いのでしょうか。

おこづかいの金額は「子ども自身の判断で買う物の金額」を基準に金額を決定してください。例えば、家で用意してある以外のおやつ、定期的に欲しくなる新しい文具、月に何度も買うトランディングカードなどお子さまの裁量で使ってもいいと思える項目から金額を割り出します。親子で意見の相違がある場合はすり合わせを行いましょう。お子さまが大きくなるにつれて、徐々にお子さま自身の判断で買えるものを増やします。携帯電話料金を知つてもうるために、あえておこづかいの金額に含めて渡し、そのお金で払わせるのも良いかもしれません。

お子さまに渡すおこづかいは、将来お金を上手に使えるようになるための訓練です。安易に金額を決定せず、年に一度くらいは見直しましょう。